

令和6・7年度 藤岡市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格 審査申請（定期申請）の手引き

本市が発注する測量・建設コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加を希望する者は、入札参加の資格審査を受け、資格を有すると認定された者でなければなりません。

平成18年1月から「ぐんま電子入札共同システム」の稼働に伴い、入札参加資格審査申請はインターネットを利用した電子申請となっています。

ぐんま電子入札共同システムについて

- 「ぐんま電子入札共同システム」とは、群馬県と県内12市14町4村3団体が入札の透明性・客観性・競争性の向上、併せて入札参加資格審査申請の利便性の向上を図るため「群馬県CALS/EC市町村推進協議会」を設置し、共同開発・共同運営しているシステムです。
- この協議会に参加している団体への申請については、一度の申請で複数の団体に申請できます。なお、システムを利用できる団体は以下のとおりです。
- 各団体によって添付書類等の取扱いが異なります。藤岡市以外の群馬県、各市町村及び一部事務組合に申請をおこなう場合には必ず申請を希望する団体に確認してください。

ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体（令和6年4月見込）						
群馬県	藤岡市	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市
沼田市	館林市	渋川市	富岡市	安中市	みどり市	榛東村
吉岡町	下仁田町	甘楽町	中之条町	長野原町	嬬恋村	草津町
高山村	東吾妻町	昭和村	みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町
千代田町	大泉町	邑楽町	群馬東部水道企業団	群馬県住宅供給公社		
群馬県建設技術センター						

計34団体

※群馬東部水道企業団は太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の3市5町の水道事業を統合して実施する一部事務組合。

※群馬県住宅供給公社及び群馬県建設技術センターへの入札を希望する場合は、群馬県へ申請してください。

令和6・7年度の藤岡市が発注する測量・建設コンサルタント等の業務委託契約に係る競争入札への入札参加資格の認定を希望する者は、次頁からの手続きに従って申請をおこなってください。

ただし、以下の者は申請することはできません。

申請することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当する者

○地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- （※被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではありません）

○地方自治法施行令第167条の11第1項

第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 納付すべき税が未納の者
- (4) 登録を要する業種について、当該登録等を行っていない者。
次の業種については、登録が必要となります。（※令和8年3月まで継続して登録を受けること）

測量業者、1級・2級建築士事務所、不動産鑑定業者、土地家屋調査士、司法書士、計量証明、作業環境測定機関、気象予報士

- (5) 入札参加希望業種について、登録していない、かつ過去10年間の受注実績がない者。
（申請がなされても認定しません。）

申請にあたっての注意事項

- (1) **基準日 今回の入札参加資格審査の基準日は、令和5年12月1日です。**
- (2) 申請にあたっては、本手引き及び「[建設コンサル入札参加資格審査申請入力の手引き（令和6・7年度定期申請）](#)」を熟読のうえ、申請書類の漏れや入力誤り等のないように十分に注意してください。
- (3) 申請及び添付書類等に虚偽の事項を記載し入札参加資格の認定を受けた者は、その資格を取り消します。
- (4) 法人が申請する場合には、申請の単位は法人単位となります。受任者（営業所・支店）単位での申請は受け付けません。
入札、契約について営業所、支店等に委任する場合は、システム内の「営業所情報登録」において受任者となる営業所、支店等を登録したうえで、「申請先自治体別営業所選択」において、委任先の状況を登録してください。
なお、委任をする場合は、藤岡市へ別途委任状を送付してください。

1 申請にあたって

(1) 電子申請の方法

インターネットを利用し、[ぐんま電子入札共同システムポータルサイト](https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/)にアクセスし、「競争入札参加資格申請受付システム」から、電子申請を行い、添付書類を郵送していただきます。**申請にあたり、ICカード（電子証明書）、カードリーダーは不要です。**

（ぐんま電子入札共同システムポータルサイト<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）

●ぐんま電子入札共同システムを利用するための機器等

インターネットを利用し申請していただくため、パソコン・ネットワーク環境等を準備していただく必要があります。以下は推奨仕様です。

（詳細はこちら<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/setup.html> をご覧ください）

パソコン【推奨仕様】	○Windows10/11の場合 CPU : Core Duo 1.6GHz 同等以上 メモリ : 1GB 以上 Webブラウザ : Microsoft Edge (Chromium版) Google chrome
インターネット接続回線 (インターネットプロバイダへの加入)	専用回線 : 128kbps ~ ADSL回線 : 1.5Mbps ~ 光ファイバ回線 : 10Mbps ~

(2) 受付期間

令和5年12月6日(水)から12月22日(金)【土・日・祝日は除く】まで
【問い合わせ受付時間】9:00~17:00 (12:00~13:00除く)
【システム稼働時間】9:00~20:00

※ 必ず上記期間内に、5頁以降で説明する「本登録」を完了させ、「添付書類」を提出してください。添付書類が到着次第、順次審査を開始します。受付期間の終了直前に申請が集中しますので、受付期間が始まり次第申請を行ってください。期間内に「本登録」が完了しても、「添付書類」の提出がない場合は申請が受理されません。

(3) 資格の有効期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日まで

(4) 審査の結果

入札参加資格の認定通知（認定完了メール）は、申請時に登録していただいたメールアドレスに送信されます。**なお、認定通知は令和6年4月1日に送信されますので、ご承知おきください。**

※1 紙の認定通知は発行されません。

※2 認定内容は、「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」にアクセスし、「入札情報公開システム」から確認することができます。

(5) 登録情報の公開

入札参加資格が認定された方の名簿は、インターネット上で公開しますので、あらかじめご了承ください。なお公開される情報は、以下のとおりです。

- ① 本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称／法人番号・代表者氏名・郵便番号・所在地・電話番号）
- ② 入札参加希望業種
- ③ 認定部門

(6) 問い合わせ先

この申請に関し不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

・ 入札参加資格審査、藤岡市の個別添付書類に関して

藤岡市総務部契約検査課契約係

TEL：0274-40-2223（直通）

・ 電子申請の方法、共通添付書類に関して

ヘルプデスク（TEL 0120-511-306）（フリーダイヤル）

※ ご利用にあたっては、こちら <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/inquiry.html> もご覧ください。

2 申請の手順

(1) 申請の単位

申請は、法人（個人）単位です。営業所・支店で事前に調整を行い、二重申請とにならないように注意してください。

(2) 申請の流れ

申請にあたっては、次の順序で手続きを進めてください。

申請を行う際は、「建設コンサル競争入札参加資格審査申請入力の手引き（令和6・7年度定期申請）」をご覧ください、入力間違いが無いよう気を付けてください。

【継続申請業者の手続き】 → 「② 本登録を行う」からの作業となります

- ・ 1頁目に記載された群馬県他30団体において、いずれかの団体から令和4・5年度入札参加資格の認定があった業者の方（令和5年10月1日までに認定があった業者の方も含みます）
- ・ 令和4・5年度入札参加資格を認定されていないが、平成20～令和3年度までの間において入札参加資格の認定があった業者の方

【新規申請業者の手続き】

- ・ 入札参加資格申請を初めて行う業者の方及び平成19年度以前に入札参加資格の認定があった業者の方・・・「① 予備登録を行う」からの作業となります。

① 予備登録を行う

- 「競争入札参加資格申請受付システム」の「予備登録」から登録を行ってください。
- 入力していただいたメールアドレスに「ユーザID・パスワード通知」メールが送信されます。
- ※「予備登録」時点では申請業者の方が入力してください。

② 本登録を行う（令和5年12月22日（金）まで）

- 「競争入札参加資格申請受付システム」の「ログイン」から申請してください。
- 申請にあたっては、受付番号・ユーザID・入札参加資格申請用のパスワードを使用します。**
- ※1 既にログインをしたことがある方でも、パスワードの有効期限は6か月となっていますので、有効期限が到来すると、パスワードの変更を求められます。
- ※2 パスワードが不明な方や紛失した方は、システム上から「ID・パスワード再発行依頼」の手続きを行ってください。その際は、システムに登録済みの受付番号又は業者番号、担当者メールアドレスが必要です。これらの情報が不明な場合は、「パスワード再発行申立書」を協議会へお送りください。
- （様式はこちら<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html>からダウンロードできます。）
- 本登録申請が完了すると、申請時に登録したメールアドレスに協議会から「申請完了通知・共通（個別）添付書類送付依頼」メールが送信されます。

③ 添付書類を郵送する（令和5年12月22日（金）必着）

- 本登録申請が完了しましたら、添付書類を郵送してください。
- 添付書類には「共通添付書類」と「個別添付書類」があります。
- 添付書類は期限までに到着するよう速やかに郵送してください。

- ※1 郵送する添付書類については、次頁の「3 添付書類について」をご覧ください。
- ※2 申請内容等に誤りがあった場合などには、お問い合わせをすることがありますので、必ず添付書類の控えを保管しておいてください。

④本登録の内容の審査（※協議会が行う作業です）

本登録された内容と、添付書類の内容などを協議会が審査します。添付書類に不足がなく、申請の内容と添付書類の内容に不一致が無い場合は、申請を受理します。

→ 協議会が申請の受理を行うと、申請時に登録したメールアドレスに協議会から「申請受理通知」メールが送信されます。

→ 添付書類に不足があった場合、申請内容と添付書類の内容に不一致があった場合は、申請の受理を保留します。申請の受理が保留された場合は、申請時に登録したメールアドレスに協議会から「修正指示通知」メールが送信されますので、不足する書類の送付または申請内容の修正を行ってください。

⑤入札参加資格申請の認定（※各団体が行う作業です）

申請の受理が完了すると、申請のデータが各団体に送信されます。個別添付書類及び申請の内容を各団体において確認し、入札参加資格の認定作業を行います。

→ 入札参加資格の認定作業が完了すると、申請時に登録したメールアドレスに各団体から「資格審査結果通知」メールが送信されます。

※1 認定完了メールは、令和6年4月1日に送信されます。紙の認定通知は発行されません。

※2 受付期間内にシステム上の登録及び添付書類の提出が完了していない場合は、認定されませんのでご注意ください。

3 添付書類について

(1) 添付書類の提出方法等

**添付書類は共通添付書類と個別添付書類（藤岡市への提出書類）の2種類があります。
詳細については、次頁以降をご覧ください。**

<共通添付書類>

共通添付書類とは、参加団体が共通で必要としている書類です。
複数の団体に申請しても、書類の提出は1部だけで結構です。

①提出時期及び期限

提出時期：本登録申請入力完了後に提出してください。

提出期限：令和5年12月22日（金）（必着）

添付書類は期限までに到着するよう速やかに郵送してください。

②提出にあたって

証明書原本以外の全ての書類をA4サイズにし、左上一カ所をステープラ等で留めてください。

③送付先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県CALS/EG市町村推進協議会 あて

**※ 郵送の際には、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず簡易書留で送付してください。
なお、受付窓口はありませんので、持参されても受け付けることはできません。**

提出された申請書類（切手も含む）は返却出来ませんので、提出される際はお間違えのないようご注意ください。

ぐんま電子入札共同システムポータルサイト内にも添付書類に関する詳細な情報が掲載されていますので、ご確認ください。

https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/teiki_06.html

(2) 共通添付書類について（個別添付書類とは別に送付してください）

共通添付書類

綴り方：証明書等の原本以外の全ての書類をA4サイズにし、表紙として「共通添付書類送付票」を、二枚目に以降①～⑪の書類（該当する書類のみ）をまとめ、左上一カ所をステープラ等で留めてください

「共通添付書類送付票」

※ 様式はインターネットによる申請完了時に印刷できます。

① 納税証明書【国税】

（申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。）

○法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

国税官署（税務署）発行の「その3の3」様式

○個人の場合：申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

国税官署（税務署）発行の「その3の2」様式

※ 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認を求められますので、運転免許証やマイナンバーカードなど身分を証明する書類を忘れずに持参してください。

※ 納付した日から10日ほどの間に納税証明書の交付の請求をする場合は、納付の確認ができない場合があるため、領収証書の提示等が必要となる場合がありますので、詳しくは納税証明書発行窓口へお問い合わせください。

② 納税証明書【群馬県税】 **群馬県にも同時に申請する場合のみ**

（申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。）

※藤岡市と同時に群馬県に申請する場合に必要となります。

（藤岡市のみ申請する場合は添付不要）

（県内業者）

最寄りの行政県税事務所発行の「第45号の3」様式（完納証明書）

（県外業者）

群馬県内に委任先営業所がある場合のみ、上記証明書を提出してください。

※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認を求められますので、運転免許証やマイナンバーカードなど身分を証明する書類を忘れずに持参してください。

※2 納付した日から10日ほどの間に納税証明書の交付の請求をする場合は、納付の確認ができない場合があるため、領収証書の提示等が必要となる場合がありますので、詳しくは納税証明書発行窓口へお問い合わせください。

※3 県外業者の提出の例

例 本店が埼玉県で、群馬県内の営業所に委任する場合
群馬県税の完納を証明する納税証明書が必要です。

※4 市町村及び一部事務組合のみに申請される場合は、県税の納税証明書は必要ありません。

③ 納税証明書【市町村税】 **市町村及び東部水道事業団にも同時に申請する場合のみ**

（申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可）

以下の「ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体」に本店及び委任先営業所が所在する事業者について、市町村発行の完納証明書（未納のない証明）を提出してください。

※藤岡市内の業者の方は納税相談課発行の「未納税額のないことの証明書」です。

藤岡市	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市
沼田市	館林市	渋川市	富岡市	安中市	みどり市
榛東村	吉岡町	下仁田町	甘楽町	中之条町	長野原町
嬭恋村	草津町	高山村	東吾妻町	昭和村	みなかみ町
玉村町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町

※1 市町村において完納証明書が発行できない場合は、以下の税目に対する滞納が無いことを証明する納税証明書を直近1カ年度分提出してください。

- 法人の場合：固定資産税、市町村県民税(特別徴収分)、軽自動車税、法人市民税
- 個人の場合：固定資産税、市町村県民税、軽自動車税、国民健康保険税

※2 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認を求められますので、運転免許証やマイナンバーカードなど身分を証明する書類を忘れずに持参してください。

※3 納付した日から10日ほどの間に納税証明書の交付の請求をする場合は、納付の確認ができない場合があるため、領収証書の提示等が必要となる場合がありますので、詳しくは納税証明書発行窓口へお問い合わせください。

※4 提出の例

- 例1 本店が群馬県前橋市で委任先営業所が無い場合
前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。
- 例2 本店が埼玉県さいたま市で、群馬県前橋市に所在する営業所に委任する場合
前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。
- 例3 本店が群馬県高崎市で、群馬県太田市に所在する営業所に委任する場合
高崎市税と、太田市税の完納を証明する納税証明書が必要です。
- 例4 本店が上記枠内の市町村以外で委任先営業所が無い場合
市町村税の納税証明書は必要ありません。

※5 群馬県のみ申請される場合は、市町村税の納税証明書は必要ありません。

※6 課税実績が無い場合は、課税実績が無いことを証明する納税証明書を提出してください。自治体によっては、課税実績が無い場合にも完納証明書が発行される場合や、非課税証明書等の名称で、課税が無い証明書を発行している場合があります。課税が無いことを証明する証明書が発行できない場合は、法人等設立届出書（届出先の受付印が押印されたもの）を提出してください。

④ 登記事項証明書 **法人の場合のみ**

（申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。）

「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」のいずれかを提出して下さい。
※ 法務局が発行したもの又はその写しを添付してください。

⑤ 身分証明書 **個人の場合のみ**

(申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。)

※ 本籍のある市区町村が発行したもの又はその写しを添付してください。
(自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等のことではありません。)

⑥ 直近の決算に係る財務諸表(2カ年度分) **法人の場合のみ**

※1 様式は任意ですが、申請者が自ら作成している直近2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書としてください(税抜き、税込みの別を記載してください)。

※2 連結決算を行っている法人の場合も、単独決算の財務諸表を添付してください。

※3 2期目の決算を行っていない場合は、1期目の財務諸表のみ添付してください。

※4 事業開始後に1度も決算を行っていない場合(営業期間が1年未満の場合)は、財務諸表の添付は不要です

⑦ 確定申告書等(2カ年分) **個人の場合のみ**

※ ○青色申告者:令和3年・4年分の所得税青色申告決算書(写)
○白色申告者:令和3年・4年分の収支内訳書(写)(確定申告書Bは提出不要です)

⑧ 登録証明書(写) **該当する場合のみ**

(申請日時時点で有効なものを添付してください。)

※1 a～jまでに掲げる各登録官署が発行する登録証明書等としてください。なお、このうち、a～fについては、法律で有効期間が5年間と定められているため、申請日時時点で有効な証明書を添付してください。

a 測量業者・・・測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定により登録を受けている者。

b 建築士事務所・・・建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により登録を受けている者。

c 建設コンサルタント・建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定により登録を受けている者。

d 地質調査業者・・・地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条の規定により登録を受けている者。

e 補償コンサルタント・補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条の規定により登録を受けている者

f 不動産鑑定業者・・・不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規定により登録を受けている者。

g 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条の規定により登録を受けている者。

h 司法書士・・・司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条の規定により登録を受けている者。

i 計量証明事業・・・計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により登録を受けている者。

j その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等をその他欄に記載してください。

※2 建設コンサルタント、補償コンサルタント及び計量証明事業の登録を受けている場合は「部門」が明記されているものに限りです。

⑨ 技術者に関する免許及び健康保険証の写し **県内事業者のみ**

※1 登録する技術者全員に関する免許の写しと、その技術者の健康保険証の写し（年金事務所に提出している「被保険者標準報酬決定通知書」の写しでも可。（給料月額部分は削除していただいて構いません。））を提出してください。

なお、提出いただく際は、標準報酬決定通知書（写）及び健康保険証（写）等に記載されている被保険者整理番号及び保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。

※2 技術者に関する免許の写しは登録に係るものみの提出。

⑩ ISO9000シリーズ登録証（写）、ISO14000シリーズ登録証（写）

該当する場合のみ

※1 公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行した登録証の写しを提出してください。なお、付属書が発行されている場合は、付属書についても併せて提出してください。

※2 登録証は、申請日時時点で有効なもので、初回登録日、更新日（更新している方）及び有効期限が記載されているものがが必要です。なお、日付の記載がない場合は、別途、審査機関が発行した上記の日付が明記された証明書を提出してください。

※3 申請業種で認定されたものに限りです。

※4 本社または委任先営業所で認定されたものに限りです。

※5 日本語で作成されているもの。

（英語等の日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を添付してください。認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。）

⑪ 行政書士委任通知書 **該当する場合のみ**

（入札参加資格申請手続きを行政書士に委任する場合のみ提出してください。）

※ 様式はこちらからダウンロードできます。様式を必ず使用してください。

<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html>

以下の書類は郵送ではありません。

電子ファイルで作成し、本登録の際にシステム内で指定の場所に添付してください。

(詳しくはぐんま電子入札共同システムポータルサイトに掲載している「建設コンサル
競争入札参加資格申請入力の手引き(令和6・7年度定期申請)」をご覧ください)

⑫ 測量等実績調書

※1 様式は別記様式第1号です。

※2 作成にあたっての審査基準日は令和5年12月1日です。原則として審査基準日の直前2年間分の実績としますが、当該期間に実績がない場合は、過去10年間の実績を記載してください。

※3 入札参加資格申請における業種毎に作成してください。

※4 様式はこちらからダウンロードできます。様式を必ず使用してください。

<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html>

⑬ 技術者経歴書

※1 様式は別記様式第2号です。

※2 審査基準日現在における技術者を記載してください。

※3 様式はこちらからダウンロードできます。様式を必ず使用してください。

<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html>

(3) 個別添付書類（藤岡市への提出書類）

○藤岡市に申請する場合に必要な書類です。（提出部数1部）

○提出時期 以下の書類は本登録申請入力後に提出してください。

○郵送先 〒375-8601 藤岡市中栗須327番地

藤岡市役所総務部契約検査課契約係 あて

※ 郵送の際には收受のトラブルを防ぐため、必ず簡易書留で送付してください。

※ 提出書類が送付票のみの場合、送付票の提出は不要です。

① 個別添付書類送付票	○インターネットによる申請完了時に印刷できます。
② 委任状	○入札、契約、代金の請求や受領等の権限を営業所長等の代理人に委任する場合のみ提出してください。 ○委任期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとしてください。 ○様式は藤岡市契約検査課のホームページに掲載しておりますが、任意のものでもかまいません。
③ 関連業者報告書	○藤岡市内に本店を有する業者のみ提出してください（藤岡市内に本店を有する業者で、関連業者の該当がない場合も、指定様式の各欄に「該当なし」と記載し提出してください。） ○様式は藤岡市契約検査課のホームページからダウンロードしてください。 1 下記により資本・人事面等において特別な関係にある建設業者又は測量・建設コンサルタント等業者について記載してください。 資本・・・・・・親会社と子会社の関係にある業者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 人事・・・・・・次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が継続中の会社である場合は除く。 ア 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が他方の会社の役員を現に兼ねている場合 （ア） 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる場合を除く。 a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 （イ） 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 （ウ） 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） （エ） 組合の理事

	<p>(オ) その他業務を執行する者であつて、(ア) から (エ) ま でに掲げる者に準ずる者</p> <p>イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財 人を現に兼ねている場合</p> <p>その他・・・上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p> <p>2 同一会社で建設業を営んでいる場合は、「その他」欄に「同一会社で建設業を営 む」と記載し提出してください。</p>
--	---

4 業種区分

業種	登録部門	希望部門	登録の可否
測量	測量業者	測量一般	要
		地図の調整	
		航空測量	
建築関係 建設コンサルタント業務	1級建築士事務所	建築一般	要
	2級建築士事務所		
		意匠	
		構造	
		冷暖房	
		衛生	
		電気	
		建築積算	
		電気積算	
		機械積算	
		工事監理（建築）	
		工事監理（電気）	
		工事監理（機械）	
		調査	
		耐震診断	
	地区計画及び地域計画		
土木関係 建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋	
	港湾及び空港	港湾及び空港	
	電力土木	電力土木	
	道路	道路	
	鉄道	鉄道	
	上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道	
	下水道	下水道	
	農業土木	農業土木	
	森林土木	森林土木	
	水産土木	水産土木	
	廃棄物	廃棄物	
	造園	造園	
	都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画	
	地質	地質	
	土質及び基礎	土質及び基礎	
	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート	
	トンネル	トンネル	
	施工計画、施工設備及び積算	施工計画、施工設備及び積算	
	建設環境	建設環境	
	機械	機械	
	電気電子	電気電子	
		交通量調査	
		環境調査	
	経済調査		
	分析・解析		
	宅地造成		
	電算関係		

		計算業務	
		資料等整理	
		施工管理	
地質調査	地質調査	地質調査	
補償関係コンサルタント	土地調査	土地調査	
	土地評価	土地評価	
	物件	物件	
	機械工作物	機械工作物	
	営業補償・特殊補償	営業補償・特殊補償	
	総合補償	総合補償	
	事業損失	事業損失	
	補償関連	補償関連	
	不動産鑑定業者	不動産鑑定	要
	土地家屋調査士	登記手続等	要
	司法書士		要
計量証明	振動加速度レベル	振動加速度レベル	要
	濃度	濃度	要
	音圧レベル	音圧レベル	要
	特定濃度	特定濃度	要
作業環境測定	作業環境測定機関	作業環境測定	要
気象予報	気象予報士	気象予報	要

5 入札参加資格審査申請事項の変更

藤岡市への入札参加資格審査申請を行った後、申請内容に変更が生じた場合は、「ぐんま電子入札共同システム」にて登録内容の変更を行ってください。変更した事項の内容により、書類を提出する必要性が生じる場合があります。その場合は、下の指示に従って、システムによる変更終了後、速やかに必要書類を提出してください。

(1) 変更手続きの方法

- ① インターネットを利用し、「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」にアクセスし、「競争入札参加資格申請受付システム」から資格申請データの修正を行います。

なお、変更の受付は令和6年4月1日から開始いたします。

- ※1 ぐんま電子入札共同システムポータルサイト

<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

- ※2 「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」内にも登録内容の変更に関する詳細な情報が今後掲載されますので、ご確認ください。

(変更受付の特例)

「令和4・5年度入札参加資格」の認定を受けている業者の方は、令和6年1月31日までに「令和4・5年度入札参加資格」の登録内容の変更申請を行うことにより、「令和6・7年度入札参加資格者情報」に変更した内容が反映されます。

ただし、反映される内容は以下の項目のみとなりますので、以下の項目以外を変更する場合は、令和6年4月1日以降に改めて変更申請を行う必要があります。

また、適用期間外（令和6年2月1日～3月31日）に変更申請を行った場合についても、令和6年4月1日以降に改めて変更申請を行う必要があります。

なお、変更した内容が反映されるのは、「令和6・7年度入札参加資格」申請後、協議会から「申請完了通知・共通（個別）添付書類送付依頼」メールが送信された後の変更申請からとなります。

反映項目：申請情報（本社・代表者情報）

申請情報（担当者情報）

申請情報（行政書士情報）

※詳細については、こちらをご覧ください。

https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/henkou_tokurei.html

(2) 変更事項に係る提出書類

変更した事項の内容により書類の提出が必要となる場合があります。

変更申請に関する詳細な情報については、こちらをご覧ください。

<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/index.html>

(3) 提出方法等

- ① 共通添付書類の提出方法

綴り方は、証明書等の原本以外の書類をA4サイズにし、次の1～2の順序にまとめ、左上一カ所をステープラ等で留めて、下記宛先に提出してください。

- 1 「共通添付書類送付票」（インターネットによる申請完了時に印刷できます）
- 2 変更事項により提出が必要となった共通添付書類

＜共通添付書類の提出先＞

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県CALS/EG市町村推進協議会 あて

- ※ 郵送の際には収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず**簡易書留**で送付してください。
なお、受付窓口はありませんので、持参されても受け付けることはできません。

②個別添付書類の提出方法

変更事項により、**個別添付書類（個別添付書類送付票、委任状、関連業者報告書）**の提出が必要となった場合は、A4サイズでステープラ等で留めて、下記宛先に提出してください。

＜個別添付書類の提出先＞

〒375-8601 藤岡市中栗須327番地

藤岡市役所総務部契約検査課契約係 あて

- ※1 郵送の際には収受のトラブルを防ぐため、必ず**簡易書留**で送付してください。
- ※2 委任状等の様式は藤岡市ホームページ → 「令和6・7年度入札参加資格審査申請（定期申請）要領」からダウンロードできます。

（4）問い合わせ先

この申請に関し不明な点等がありましたら下記までお問い合わせください。

・入札参加資格審査、藤岡市の個別添付書類に関して

藤岡市総務部契約検査課契約係 TEL：0274-40-2223（直通）

・電子申請の方法、共通添付書類に関して

ヘルプデスク TEL 0120-511-306（フリーダイヤル）

- ※ ご利用にあたっては、こちら<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/inquiry.html>もご覧ください。